

顧問規程

令和8年7月7日制定

一般社団法人建設RXコンソーシアム

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人建設RXコンソーシアム（以下「本会」という。）定款第43条の規定に基づき、本会の顧問に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（委嘱の要件および手続き）

第2条 本会の理事長又は副理事長を経験した者が理事を退任した場合、理事会の決議を経て、理事長が顧問を委嘱することができる。

（委嘱期間）

第3条 顧問の委嘱期間は、1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、特段の事由により必要がある場合は、理事会の決議により委嘱期間を延長することができる。

（解嘱）

第4条 顧問にやむを得ない事由があるときは、理事会の決議により、期間満了前であっても委嘱を解除することができる。

（業務および権限）

第5条 顧問は、理事会の要請に応じて、理事会の支援業務を行う。

2 顧問は、社員総会、理事会等に参加し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。

（報酬）

第6条 顧問は、無報酬とする。

（規程の変更）

第7条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

（補則）

第8条 この規程に定めのない事項については、定款および関係法令の定めるところによる。